

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年1月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

教育施設課（春日中学校分）

監査結果公表日 令和2年12月28日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 令和3年1月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>隣接する視聴覚準備室及び視聴覚室の修繕について、いずれも床にパネルカーペットを敷く修繕を、3週間足らずの間に同一業者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号による随意契約（2者見積）を締結していた。両室は、部屋の広さに約4倍の差があるにもかかわらず、予定価格は同額、契約額もほぼ同額であった。また、両室の修繕を一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。さらには、各室の修繕完了報告に添付されていた写真のうち、部材搬入に係る写真は両室で同一のものであった。</p> <p>修繕箇所が隣接しており、両室を一括して発注することは修繕の意思決定当初から容易に想像できたと思われる。</p> <p>このような発注は、競争入札を避けるための分割発注と思われるため、厳に慎まれない。</p>	<p>令和3年1月6日付け奈教施号外にて各学校に対し、施設修繕料等について適正な事務を行うよう通知しました。</p> <p>今後も施設修繕料の適正な執行に向けて、各学校に対し適時適切に指導してまいります。</p>